



北海道市町村職員退職手当組合市町村負担金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 2 月 1 日

北海道市町村職員退職手当組合
組 合 長 宮 本 憲 幸

北海道市町村職員退職手当組合条例第 6 号

北海道市町村職員退職手当組合市町村負担金等に関する条例の
一部を改正する条例

北海道市町村職員退職手当組合市町村負担金等に関する条例（昭和 5 7 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 項」を「同条第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に規定する毎月職員に支給すべき給料月額に誤りがあったことにより、既に納付済みの普通負担金に係る当該月額が減額となる場合については、異動のあった日の属する月から 5 年以内に限り、その差額分を返還（還付又は充当）する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

組合市町村は、職員が次の表の左欄に掲げる規定に該当する退職（地方公務員法第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により退職した者（同法第 2 8 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者、傷病により退職した者、死亡により退職した者、定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者、退職手当条例（以下この条において「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する職員で任期を終えて退職した者又はその者の都合により退職した者

を除く。)をし、当該退職に係る退職手当の基本額を支給されたときは、その額とその者が当該規定に対応する右欄に掲げる規定に該当する退職とみなした場合における当該退職手当の基本額に相当する額（条例第5条の2の規定を適用しない額とする。）との差額、条例第6条の4の規定による退職手当の調整額に相当する額、条例第9条の規定による予告を受けない退職者の退職手当に相当する額及び条例第10条の規定による失業者の退職手当に相当する額を追加負担金として組合に納付しなければならない。

該当条項		該当条項
1	条例第3条、第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条の5又は第5条の5	条例第3条（その者の都合による退職に限る。）
2	条例第5条の6	条例第5条の6（その者の都合により退職したとみなした場合に計算して得られる額）

第3条第2項中「組合市町村は、」及び「退職手当条例第3条（傷病、死亡又はその者の都合により退職した場合に限る。）、第4条（傷病又は死亡により退職した場合に限る。）又は第5条第1項（公務上の傷病又は死亡により退職した場合に限る。）、同条第2項（死亡又は通勤による傷病により退職した場合に限る。）若しくは第5条の6（その者の都合により退職した場合及び傷病又は死亡（公務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合に限る。）若しくは第5条の7の規定に該当して」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 職員のうち給料表の適用を受ける職員にあっては、退職の日の1年前の号給（在職期間が1年未満の者又は退職の日の1年前に職員以外の者であるときは、退職の日の直近において職員となった日の号給）より4号給上位（退職前1年以内の昇格又は初任給基準を異にする異動（以下「昇格等」という。）については、昇格等の直前の号給の給料月額を基準額として、昇格等により受けることとなった職務の級における当該基準額の同額又は直近上位の額を同一号給の給料月額とし、当該月額から上方に数えるものとする。ただし、人事院規則9－8初任給、昇格、昇給等の基準（昭和44年人事院規則9－8）第23条第1項の規定に準じた昇格について

は、昇格等の直前に受けていた号給に対応する昇格後の号給から上方に数えるものとする。)の退職の日に受けていた職務の級における号給の給料月額

第3条第3項を削る。

第4条第1項中「同条例」を「退職手当条例」に、「在職期間に対応する退職手当の額に相当する額（その者が職員となったときに、前の地方公共団体等で支給を受けたと仮定した場合の退職手当の額に相当する額とする。）」「在職期間（職員としての在職期間（第9条第2項又は第3項の規定により普通負担金に相当する額を還付又は納付した組合市町村における脱退するまでの期間を除く。）を地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に勤務しなかった期間における退職手当条例第7条第5項の規定の例により除算する。）に対応する退職手当の基本額に相当する額（その者が職員となった前日に退職手当条例第3条第2項の規定に該当する退職をしたとみなした場合における当該退職手当の基本額に相当する額とする。ただし、退職手当条例第5条の2の規定を適用しない額とする。）」に改める。

第5条の2を削る。

第6条第1項中「及び第5条の2の規定による事前納付金（以下「普通負担金等」という。）」を削り、「普通負担金等」を「普通負担金」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第3条及び第4条の規定による追加負担金は、当該追加負担金の算定に係る退職手当の支給された年度（出納閉鎖期日までに支給したものを含む。）の翌年度の11月30日までに組合に納付しなければならない。

第6条第4項中「普通負担金等」を「普通負担金」に改める。

第11条を第13条とし、第7条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の4を第8条とする。

第6条の2を削り、第6条の3第1項中「第6条」を「前条」に改め、同条を第7条とする。

附則に次の1項を加える。

（一般職の普通負担金に係る特例）

9 令和5年4月1日から令和15年3月31日までの間、第2条の規定による普通負担金のうち一般職の普通負担金については、当該期間の負担率に係

る普通負担金の額に100分の50を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条の2及び第6条の改正規定 令和6年4月1日
 - (2) 第6条の2から第11条までの改正規定 令和7年4月1日
(追加負担金に係る経過措置)
- 2 令和5年4月1日前に退職した者に対する退職手当に係る第3条の規定による追加負担金については、なお従前の例による。
(退職手当条例第7条第6項の規定の適用を受ける者に係る経過措置)
- 3 令和5年4月1日前に北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年条例第2号）第7条第6項の規定の適用を受けて組合市町村の職員となった者に対する退職手当に係る第4条の規定による追加負担金については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の第4条の規定の適用については、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に限り、同条第1項中「第9条」とあるのは、「第7条」とする。
(退職手当条例第8条第1項から第4項までの規定の適用を受ける者に係る経過措置)
- 5 令和5年4月1日前に北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例第8条第1項から第4項までの規定の適用を受けて組合市町村の職員となった者に対する退職手当に係る第5条第2項の規定による引継負担金については、なお従前の例による。
(負担金の納期等に係る経過措置)
- 6 令和6年3月31日までに支給した特別職の職員等であった者に対する退職手当に係る追加負担金の納期については、なお従前の例による。
(事前納付金の清算に係る経過措置)
- 7 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「第5条の2」とあるのは「北海道市町村職

員退職手当組合市町村負担金等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第6号）による改正前の第5条の2」と、同項第1号中「別に定める期間」とあるのは「令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間」と、同条第2項中「同項第1号の規定による期間の翌年度の9月末日」とあるのは「令和6年9月末日」とする。